

## 懲戒処分の公表

令和3年1月8日

豊橋市長 浅井 由 崇

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	環境部
職種又は職務の級	主任技師
年齢	39歳
性別	男
処分内容	減給10分の1を1月
処分理由（事案概要）	
（概要） 令和2年11月27日（金）午後11時57分頃、本市松葉町内の交差点で、被害者の乗る乗用車と接触しそうになったことからトラブルとなり、被害者に怪我を負わせ、その場で現行犯逮捕された。	
（処分理由） 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和3年1月8日

所属の部局	看護局
職種又は職務の級	看護師
年齢	24歳
性別	女
処分内容	減給10分の1を1月
処分理由（事案概要）	
（概要） 令和2年9月7日（月）午前8時頃、出勤中に豊橋市民病院駐車場内にて、安全確認を怠ったことで、歩行者の左足を轢過し、相手方に怪我を負わせた。	
（処分理由） 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和3年1月8日